

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年6月22日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ウオロク北山店

所在地 長岡市北山3丁目5番1号

設置者 株式会社ウオロク

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更）に関する届出

公告日 平成30年2月2日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成30年6月22日から平成30年7月22日まで